令和2年度 第2回

新宿区情報公開·個人情報保護審議会会議録 令和2年6月24日(水)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】それではただいまより、令和2年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

最初に事務局より、委員の紹介があるようですのでお願いいたします。

【区政情報課長】よろしくお願いいたします。

まず、前回審議会でご紹介ができなかった委員をご紹介させていただきたいと思います。区 民の公募委員でいらっしゃいます、浦上昌子委員でございます。

【浦上委員】浦上と申します。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】ありがとうございました。

それでは会長、資料の確認でよろしいでしょうか。

【会 長】そうですね。資料の確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事前にお送りをいたしました資料ですけれども、資料の7から資料の11までの11件の資料をお送りしております。

それから前回、区立学校におけるオンラインを活用した家庭学習支援に係る確認事項についてのご報告の資料、情報セキュリティアドバイザーの意見一覧を事前にお送りをさせていただきました。

まず、前回、審議会でご意見を頂き、確認をすることとなっておりましたオンラインを活用した家庭学習支援 palstep に係る外部結合に関する確認事項について、事務局よりご報告をさせていただきます。事前にお送りをした「オンライン学習を活用した家庭学習支援 palstep alstepに係る外部結合に関する確認事項について」をご覧いただきたいと思います。

前回、ご意見の中で、SBプレイヤーズ株式会社の利用規約の中に、収集したデータについての利用がないという報告が教育支援課長からあったところでございますが、報告内容と利用規約の文言と相違があるため、再度確認をしたものでございます。

確認をした内容としまして、SBプレイヤーズから以下の内容の回答が得られました。

1つ、新宿区の児童生徒に関する情報について、二次利用をする予定はないこと。

そして2番といたしまして、活用事例として、サイトなどに掲載するために職員へのアンケート調査を実施する場合には、事前に区の教育委員会事務局を通して了承・了解を得ること。

3番目といたしまして、上記2点と異なる取扱いを行う必要が生じた場合には、事前に区教育委員会と協議を行うと3点について書面にて回答をいただきました。教育支援課から事務局

に報告がありましたので、ご報告申し上げます。

資料については以上でございます。

本日お配りしております次第の資料の6、資料の61、資料の8、いずれも医療保険年金課の案件になりますが、本日、急遽、担当課長が体調不良で欠席ということで、いずれも諮問ではないのですが、事前報告をしなければいけない案件になっておりますが、第3回目の7月にご報告をさせていただくということで、手続等については進めさせていただきたいと思ってございます。本当に申し訳ございません。

資料と次第については以上でございます。

【会 長】それでは、前回の区立学校の休業期間中のオンラインを活用した家庭学習支援に 関する報告について、何かご質問、ご意見はございますか。

ご質問なければ、一応、了解ということにします。

それでは、議事進めてまいります。

まず、資料7「新宿区介護保険料納入通知書等の作成等業務の委託に係るデータ授受に伴う LGWAN-ASPサービス認定事業者との外部結合等について」であります。

それでは、説明をされる方は資料を確認した上でご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。よろしくお願いいたします。

【地域包括ケア推進課長】地域包括ケア推進課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】発言する人はどちらでしょうか。

【介護保険課長】介護保険課長が説明をさせていただきます。

資料の確認でございます。まず、ホチキスどめの資料の7、資料の7-1、左側に「現行」と書いてある図、それから、資料7-2「LGWAN回線を利用する場合」となっている資料。、資料7-3「DVD等を利用する場合」と書いてある図、資料7-4「帳票別の年間処理件数等」という資料、それから、資料7-5「LGWAN及びLGWAN-ASPについて」という資料になります。資料の過不足はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

【会 長】どうぞ進めてください。

【介護保険課長】では、説明をさせていただきます。資料7を1枚めくってください。事業の概要でございます。事業名は新宿区介護保険事業、担当課は介護保険課と地域包括ケア推進課になります。

初めに、事業の内容を説明させていただきます。新宿区の介護保険を運用していく中で、介

護保険料納入通知書などの発送作業がございます。資料の7-4、一覧表を見ていただきますと、1番に「介護保険料納入通知書」、4番「介護保険負担割合証」、ずっと続き、最後11番「介護保険料催告用納付書」というようなものでございます。黒字で印刷しているものは現行委託をしているもので、6番以下の赤のところは、今回新たに業務委託の中に加える業務になります。

資料7の2ページに戻っていただき、2段落目、現在、区で印字をしまして、委託業者に封 入封函を委託していますが、安全性及び効率性の向上を目的として、帳票の作成から封入封函 までの業務を委託する形に変えたいと思ってございます。

資料7-1をご覧ください。これが現行です。区のほうで必要な人の対象者を抽出し、印刷まで行っています。印刷した帳票類を事業所に渡し、その後、事業者が封入・封函し、郵便局まで持っていくという作業を実施しています。

それを今度は、資料7-2のように、区で情報を抽出し、LGWAN回線を使い委託業者に情報を渡します。業者は、印刷用のプログラムの開発を含め印刷用データをつくります。もし再委託する場合は専用回線を使い、委託先がそのデータを受けて印刷をし、通知書作成、封入封函をして郵便局までもっていく流れに変えたいということでございます。

資料7の2ページのほうにまた戻っていただき、4段落目のところですが、LGWAN回線でデータを渡す方法と、もう1段落下のところでは、LGWAN回線ではできない事業者があるということも考慮し、DVDによるデータの受領方式も行えることとする両方で入札をかける形にしたいと思います。

今ここで出てきたLGWAN回線でございますが、資料7-5に概略をまとめてあります。

「1 LGWAN回線とは」というところですが、地方公共団体の組織のネットワークの行政専用のネットワークです。2番の「LGWAN-ASPとは」では、行政専用のネットワークで、地方自治体向けに各種行政事務のサービスを提供する事業やそのサービスを指すものと記載してございます。セキュリティについての資格審査を受けた事業者となってございます。

資料7の3ページをお開きください。今申し上げましたLGWAN-ASPサービス認定事業者との外部結合に係る諮問事項について、説明させていただきたいと思います。

業務の名称はこちらに書いてあるとおりでございます。結合の相手方は、LGWAN-AS Pサービス提供事業者という形になります。これは、これから入札によって決定をいたします。

結合の開始時期と期間でございますが、令和2年7月以降に入札をし、決めていきたいと思っています。実際に稼働するのは1月からの予定をしております。

情報保護対策では、「システム上の対策」として、通信により授受するデータは、暗号化を実施するというような形をとってまいります。

資料7の4ページをお開きください。業務委託についてです。処理させる情報項目の記録媒体は、LGWAN回線もDVDによる場合も、電磁的媒体と紙という形になります。

もう一度、この資料7-2と7-3と両方を見比べていただきたいと思います。区のほうで情報を、LGWANの場合、このLGWAN回線を使って事業者に送信します。資料7-3では、対象のデータはDVDになって手渡しという形になります。LGWAN回線では、データの送受信のアドレス、ID、パスワードは受託事業者から手渡しまたは簡易書留または口頭で、その暗証番号などを伝える形をとります。DVDのほうでもデータの暗号化をし、鍵つきケースで渡して確認書による記録をとる形となります。そこから以降の流れはどちらも同じという形になってございます。

区が行う情報対策では、かいつまんでご説明いたしますと、5ページ目のところ、LGWANの回線の場合、通信により授受するデータは暗号化を実施します。不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施します。

DVD等によるデータ授受方式の場合では、暗号化された個人のデータ、パスワードの通知 は区の職員が別の機会を設定し行います。

受託事業者に行わせる対策といたしましては、運用上の対策では、従事者のセキュリティの 研修のほか、納品完了後データを消去させ、データの消去報告書を提出させます。また、個人 情報を印刷した印刷物の印刷ログ、記録管理を徹底させて、区のほうに提出させます。

システム上の対策としては、委託先の作業コンピュータはインターネットから分離するとと もに、業務を行う者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用承認を行わ せます。その外、ログ監視ソフトにより情報漏洩等の事故対策を徹底させます。

6ページをお開きください。LGWAN回線によるデータの授受方式の情報保護対策では、 先ほども言いましたが、データ送受信を行う専用ページのアドレス、ID、パスワードは手渡 し、簡易書留、口頭によって連絡をさせるという形をとります。

また、DVDによる場合では、個人情報を含むデータ作成においては、暗号化を行います。 電磁的媒体を用いて、データの授受を行うときは個人情報のデータとパスワードの授受はそれ ぞれ別の機会に設定して行い、作業を進めていきます。

次に11ページをお開きください。再委託する場合の再委託先については、プライバシーマークを認証取得しているということを条件として、再委託を承認したいと思っております。

「再委託理由」についてです。この業務は、封筒の作成から始まりまして、最後に封入封函までいろいろな広範囲な業務を行うものです。事業所によっては分社化している企業もありますので、今回の入札に参加できるようにするために、再委託について承認をお願いするものです。ただ、今回入札で決まったところが1社で業務をできるということであれば、再委託は当然行いません。

再委託にあたり区が行う情報保護対策は、先ほど言いました委託と同じ条件でございますが、 区の職員が再委託先に直接、立入り調査を実施することができるような形にします。受託事業 者に行わせる情報保護対策は委託先と同様になります。16ページ、特記事項の最後のページ の22番のところです。「甲」は区になります。「丙」というのは再委託先になります。区が必 要に応じて直接丙のほうに報告を求め、調査を行い指導することができるとなっております。 再委託になっても委託先と同じような形でお願いできると考えているものでございます。説明 は以上となります。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見の報告をしてください。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。

アドバイザーからは、令和元年度の第7回の本審議会において、同様のLGWAN回線を使用した帳票の作成の委託でも確認をしており、十分に対策がとられているという意見でした。担当課としましては、LGWAN回線により送付するデータに付すパスワードについては、LGWAN回線を使用せず、手渡しまたは簡易書留、郵送等により委託先へ受け渡す。また、本案件においても、LGWAN回線により送付するデータに付すパスワードは、同様の手続をとって、手渡し、簡易書留の郵送で渡すということです。データの暗号化、外部ネットワークとの分離などの情報保護対策を徹底するということで、回答いただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員。 【木もと委員】木もとです。 2 点お伺いしたいと思います。

まず、現行の形から、今回の形で印刷業務のほかにも委託することで、どの程度の効率化、 また、時間の短縮が図れると想定しているのか1点お伺いします。

もう1点が、LGWAN回線とDVDとこの2種類の形でということですが、LGWAN回線のほうがよりセキュリティが高いということです。こちらだけの形ではできないのか。現状の入札業者の状況等はどうなっているのかお伺いします。

【会長】では、ご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。最初に、事業者についてです。LGWAN回線を使って

やれるところは数社と聞いております。できれば私たちもそのほうがより安全とは思うのですが、入札に多くの事業所の参加を確保する観点から、今回はまだDVDというところも残しておこうと判断したところでございます。

次に、効率化についてのお尋ねです。今現在は17日程度かかっているというところを、印字からお願いすることで、10日程度でできるのではないかと見込んでいるところです。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。どのような形の入札になるか分からないですけれども、やはりより安全性の高いことが大切だと思います。その点も踏まえた形で行っていただいたほうがよいと思いますので、よろしくお願いします。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】伺いたかったのが、最初にLGWAN回線でやりとりをして、その後、専用回線を通るというフローです。この専用回線がどのようなものか、チェックするのが非常に大切なポイントになってくるような気がしています。LGWAN回線に関しては区のほうでも実態が分かるのですが、この専用回線は企業の内部の回線だと思いますので、これを立入り検査などでチェックすることについて、どう考えているか伺いたいと思います。まずそれをお答えください。

【会 長】では、ご説明ください。

【介護保険課長】委託先それから再委託先、両方ともプライバシーマーク取得の事業所という 制限をかけています。そういったところで、一定程度の担保がなされるものとは思ってござい ます。また、再委託先にも直接区のほうが入ることができると規定していますので、そういっ たところを使いながら見ていく必要があると感じているところです。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。この専用回線がどういうものかというのは、確認をしたほうがいいかなと思います。ただアクセスの制限をしているというのが専用回線だと言われてしまったら、あんまり対策ができていない場合もこの専用回線に当たってしまうのかなというのがちょっと気になります。そこは確認いただきたいと思いました。

もう1つが、LGWAN回線の後にこの専用回線が出るパターンと、DVDの後に専用回線があるパターンの2つあると思うのです。再委託する場合も、LGWANとDVDというパターンもあると思います。例えば、新宿区と受託事業者のときは最初LGWANでやりとりして、受託事業者が作ったデータをLGWANで新宿区に戻して、新宿区がDVDで再委託先に渡し

たほうが、この専用回線を介さなくて済むのではないかなと思います。そちらのほうが安全な 気もしたのですが、ちょっと工数かかるかなとも思います。このあたりの整理というのはどの ようにされているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】LGWAN回線で送ったものを委託事業者のほうで印字するために加工する 必要がありますので、再委託先になったとしても、直接データが再委託先にはいかないと思っ ています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤(陽)委員】僕の説明が悪かったかもしれないのですが、新宿区から最初の委託先にデータを渡して、ここでデータが1回加工されて、印刷前のデータができるではないですか。このできたデータを通常は再委託先に流すという流れだと思うのですが、これを1回新宿区のほうにLGWAN回線で戻して、それをDVD等で再委託先に送るというフローも安全ではないかなと思ったのです。この専用回線というのを使う必要もないような気もします。どちらにしても立入り調査をやっているのだったら、そのような流れも検討できたのかなと思います。この専用回線を入れなくて済むというのもいいのではないかなと思ったのです。そのあたりはどのように考えているのか伺いたいです。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】私たちが今想定している再委託先は、グループ企業、子会社への再委託をイメージしているので、委員がおっしゃるような想定はしておりません。

【会 長】「委託先が再委託先を指定する」と書いてありますが、その指定について区は何に も介入しないのですか。問合せとか協議とか、それはどうなっているのですか。

【介護保険課長】再委託する場合は区のほうで承認をします。そういうルールになっています。 どこに再委託するかは、区はきちんと確認をして、委託先と契約を取り交わします。

【会 長】この資料を見た限りでは「再委託先は委託先が指名する」と書いてあるだけで、 何も区が関与するという記載がないと思ったのですが、契約上どこかに書いてあるのですか? どうぞ事務局。

【区政情報課長】個人情報を扱う業務委託については、原則、再委託を禁止しています。ただ、 区のほうに事前に協議をする場合には再委託を認めるという規則にはなっております。 具体的 な内容については、規則上示しているわけではありませんが、区の承諾を求めることとなって います。 【会 長】私は、再委託先の事業者の選定・指名を言っているのであって、中身を言っているわけではないのです。再委託先の事業者の選定について区が関与するのかを聞いているわけです。規約上、約束上、契約上どうなっているのですか。

【介護保険課長】再委託先を選定には関わりません。本来、この業務が本来1社でできればも ちろんいいのですけれども。

【会 長】私は事実を聞いているだけなのです。要するに規約上、約束では、誰を指名して も仕方がないようになっているのですね。契約上は、区がその指名に関与するという約束事に はなっていないのでしょう。事務局どうぞ。

【区政情報課長】どこの業者を指名するかについては、縛りはございません。ただ、事前にその再委託をすることを区に協議をするという約束事にはなっております。

【会 長】再委託先の業者を指名する段階で、どの事業者を選ぶかについて区は関与するのですかと聞いているだけです。それ以上のことを質問していません。要するに、そういう約束にはなっていないのですね。

【介護保険課長】はい。選ぶ過程に区が関与するという規定にはなってはいません。

【会 長】ないのですね。伊藤委員、途中ですみません。どうぞ。

【伊藤(陽)委員】仮に子会社であれば、この専用回線という話は納得ができるのですが、そうではない場合、多分インターネットを普通は使うのではないかと思ってしまいます。子会社かどうかというのもしっかりチェックするなど、多分契約のときに行ったほうが私もいいと思います。検討いただきたいと思います。今、契約でそのようになっていないということであれば、再委託事業者が全く関係ないところになるという可能性もゼロではありません。そのように認識しているのですが、先ほどの1回区に戻して、DVDでというやり方であれば、再委託の事業者でもそれほどリスクはないのと思います。契約をどう縛るかというところによると思うのですが、そのあたりは一度整理していただきたいと思いました。

【介護保険課長】区のほうで再委託先として今の段階で想定しているのは、入札で落とした会社のグループ会社や、子会社の形の想定をしています。それ以外にならないようにと言ったら変ですが、委員がおっしゃるような保護対策が大丈夫かどうかというのは、しっかりと確認いたします。。

【会 長】よろしいですか。再委託業者を選定することについては、これは区にあらかじめ 相談するとか何かやってもらわないと。区のほうで勝手に子会社だとか何とか考えても、そう でない場合だってあり得るわけです。 【区政情報課長】私の説明も分かりにくかったのだと思うのですが、再委託をするときに必ず 区に相談をすることになっております。その中で、どのような条件で再委託をするという相談 があり、それは契約上の縛りになっております。そこで区が認めるか、認めないかというよう なところで縛りがかけられると認識しております。

【会 長】再委託の指名について事前に区の了承をとるとか、相談するとか、契約書等に入れてくれませんかというお願いをしているだけです。それと今、伊藤委員から出た専用回線の内容について確認していただいて、危険がないと考えたときに了承すればいいのではないですかということを言っているのです。再委託先がA、B、Cと決まれば、「Bの会社との専用回線はどうなっているのですか」と聞けるではないですか。そういう意味で、委託先の業者を指名する段階で関与することを契約書等に入れたらどうですか。

今後、この形が増えてくると思うのですよ。国でもこの間、問題になったではないですか。委託先と再委託先の問題。全然誰もチェックしないことで、大問題になったわけです。委託先と再委託業者との関係をきちっと把握していれば、問題がありそうな案件は誰かがチェックできたわけです。そういう意味で、このタイプの委託事業が増えると思いますので、そこをしっかりしていただきたいということです。

【介護保険課長】今ご審議いただいたような内容、再委託先をどこにするかについては、こちらが入札の時にお示しする仕様書の中に記載していきたいと思っております。

【会 長】分かりました。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。どうぞ三雲委員。

【三雲委員】先ほど専用回線というお話がありましたけども、物理的な専用回線なのか、あるいは仮想化した専用回線なのかによって、セキュリティの状況は全然違ってくるわけです。そこも仕様書の中で定めるというお話ありましたが、これが一般的な専用回線という書き方ではなくて、物理的な意味での専用回線だというところまでしっかりと盛り込んでいただけるのであれば、そこはある程度の安心感はあるのかなと思います。

それは技術的に受ける、入札に応じようとする会社がそこまでのものをやっているところが どのぐらいあるのかということも関わってくると思うのですが、しっかりと検討していただき たい。

それともう1つ。LGWANという安心できると思われている回線を使ってやりとりする際にも、暗号化をした上で、ID、パスワードはこのネットワークを通じてはやりとりしないということを約束しているにもかかわらず、受託事業者と再委託の間は、そもそも専用回線の性質が分からない上に、ここでのデータのやりとりに関しては、暗号化であるとか、パスワード

のやりとりについては、最初のやりとりとは同じレベルのセキュリティが図られていないとい うのが非常に気になってくるのです。ここもやはりしっかりとやっていく必要があると思いま すので、よろしくお願いしたいと思います。

【会 長】ご意見ということでよろしいですね。

【三雲委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようであれば、先ほどの再委託業者の指名に、どのように関与するかは、そちらにお任せしますが、区が指名の段階で関与していただくことと、今の委託業者から再委託業者への専用回線についても、あらかじめ区のほうで、チェックすることをお約束して承認をいただきたいということでよろしいですか。

では、そういうことを前提に採決をとります。まず、納入通知書等の作成業務を委託するために、外部結合です。LGWAN回線を使ったサービス認定事業者との外部結合については諮問事項、それから、そのデータに基づいて通知書を作成、発送するまでの業務の委託、再委託を認めるということは報告事項ということなのですが、先ほどの条件をつけまして了承ということで、よろしゅうございますか。

では、諮問事項については承認、報告事項については了承とします。では、本件はこれで終了します。

次第によりますと、次の資料6、資料61、資料8と3件続いていますが、冒頭で事務局からご説明がありましたように、本件については説明者が本日こちらに出席できないそうなので、これは次回送りといたします。あらかじめ資料をご覧になって、今日発言する意見なり、質問したいということをお考えであった委員がいらっしゃれば、今お聞きして提案者のほうへ伝えておきますが、何かございますでしょうか。なければ、次回説明を受けたときということにさせていただくことにします。

それでは3件飛ばしまして、次に「新宿区立新宿スポーツセンターにおける個人情報流出後の対応について」であります。説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】生涯学習スポーツ課長です。よろしくお願いいたします。

お配りしている資料につきましては、まず右上に「令和2年6月24日 情報公開・個人情報保護審議会資料」と書いてあります「新宿区立新宿スポーツセンターにおける個人情報流出後の対応について」。これが両面で、2ページで1枚ございます。

それから次に、右上に「別紙1」と書いてございます「施設のセキュリティ対策及び運用上

の再発防止策の実施及び確認状況について」という表が、両面で2枚ございます。

3つ目にA4横のカラーのもので、右上に「別紙2」と書いてございます「指定管理者制度における個人情報の適正な履行のための対策(フロー図)」というものです。全部で3つの資料を使わせていただきます。

よろしいですか。それでは説明をさせていただきます。

初めに、本件につきましては本年3月の本審議会でご報告する予定でございましたが、案件 数の都合上、今回の審議会での報告となりました。遅くなりましたことをお詫びさせていただ きます。

それでは情報公開・個人情報保護審議会資料に基づいてご説明させていただきます。

記書きの下の1番でございますが、今回この新宿区立新宿スポーツセンターにおける個人情報流出事故につきましては、令和元年11月7日の令和元年度第5回本審議会においてご報告をさせていただき、そのときに委員の皆様からご指摘を受けたことにつきまして整理をしたものでございます。

(1)で個人情報を流出した利用者への今後の対応。(2)で、紛失中の「トレーニングルーム登録申込書」の回収の継続。(3)施設のセキュリティ対策。(4)指定管理者に対する措置。そして、(5)再発防止のポイント、運用上の再発防止策の実施及び確認で、ご指摘を受けて、それらについてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

2番の個人情報が流失した利用者への対応及び回収状況でございますが、前回ご報告いたしました盗難に遭った登録申込書1,348件のうち、区で回収をした登録申込書は522件でございます。差し引き、未回収の登録申込書がいまだ826件あるという状況で、こちらにつきましてはその後も発見には至っておりません。

その下に、これまでの経緯を簡単におさらいさせていただいております。盗難の発覚した令和元年9月26日から、現在に至るまでの流れでございます。まず、区及び指定管理者のホームページ、それから当該新宿スポーツセンターの館内の掲示によってお詫びとお知らせ、それから新宿スポーツセンター内には、今回の事故に関する専用の相談対応窓口を設置して、利用者の方からのお問合せに対応をしているという状況でございます。

その中で、先ほどのホームページですとか館内の掲示には、流出、紛失をした、盗難に遭った番号の一覧を掲示してございます。 1,348件分の番号を掲示して、お知らせをしております。 こちらにつきましては、番号のご本人のお名前や、ご住所などの情報は指定管理者及び区のほうで、特段管理をしておりませんので、番号のみでお知らせをしている状態でございま

す。登録申込書の現物を回収したものにつきましては、お名前ですとかご連絡先が申込書に記載されておりますので、その方へは直接お詫びとご説明の文書を郵送でお送りいたしております。これらのお知らせですとか、お詫びのご説明の文書をお送りした結果、お問合せを受けたのが合計23件これまでにございました。一般の利用者ですとか、区民の方のお問合せが15件、それから新聞・テレビ等の報道機関からのお問合せが8件で、合計23件でございます。

1,348件流出して回収が522件、差し引きまだ826件が未回収という状況ではございますが、こちらも警察には被害届も出しており、引き続き捜査していただいているところではございます。有力な手がかりは得られていないというような状況ですが、個人情報が悪用されたと思われるような具体的な事象はこれまで、指定管理者施設のほうにも、区のほうにも報告されていないという状況でございます。

3番の「施設のセキュリティ対策及び運用上の再発防止策の実施及び確認」では、別紙1を ご覧いただけますでしょうか。

別紙1の、まず1ページの1番で「区が指定管理者に求める個人情報保護に係るマニュアル類の整備」ということで、対策をとってございます。その中で、項目、内容、それから実施日、区による確認ということで記載してございます。個人情報取扱いマニュアルの作成。それから個人情報事故対応マニュアルの作成。緊急連絡体制の整備。それから文書管理基準表。こちらは取り扱っている個人情報の一覧表です。こちらにつきましては右の欄にありますように、区による実施確認、こちらの年月日で、区のほうで現地での立入り確認を実施しております。それから、マニュアル類の整備ということで、2ページ目をご覧いただきますと、指定管理者が実施し、区に報告する職員教育ということで、内部研修や、外部の、第三者機関に委託する研修などの実績もこちらに記載してございます。

2ページ目の下のほうの3番目です。施設のセキュリティ対策ということで、事務所内の安全管理エリアということで、動線の制限、不審者・部外者の入室制限等のための動線の整理、それから3ページ目をご覧いただきますと、事務所内の防犯カメラの設置、書庫の施錠付きの扉の設置などのセキュリティ対策も実施をしております。

3ページの4番です。「区が立入り調査を行い確認する施設の運用上の再発防止策」ということで、こちらもさまざまな、施錠できる保管庫への個人情報の保管状態も現地での確認、こういうものも、月例の定例の打ち合わせの中で、区の職員が現地で確認をしております。「その他」も、この個人情報の書類の区への返却あるいは廃棄、こちらにつきましても、全て指定管理者が実施した内容につきまして、区で確認をとってございます。

最後に別紙1の4ページ目の5番の「指定管理者が実施し、区に報告する監査の内容」ということで、指定管理者のほうで指定管理者の内部による内部監査、それから第三者機関に委託をして行う外部監査、それからセキュリティ訓練といいますか、セキュリティ巡回というような形で、こちらも記載のとおり実施し、報告書を区のほうで受領して、内容について確認をしているという状況にございます。

最後に別紙2という形でお付けしているのが、こちらは今回の事故の後に区全体で個人情報の取扱いについて見直しをしたもので、既に本審議会にも総合政策部からご報告をしていますが、こちらも踏まえての今回のセキュリティ対策の実施確認をしているという状態でございます。

恐れ入ります。最初の審議会資料にお戻りいただき、1ページ目の4番のところでございます。「指定管理者に対する措置」です。まず、令和2年1月9日に指定管理者共同事業体、こちらが3社、3つの事業者、企業から構成されておりますが、それぞれの各構成事業者に対して契約上の指名停止の措置を行っております。それから令和2年3月24日には、指定管理者に対して、これは3社の共同事業体に対して、区から文書による厳重注意という措置を行っております。それから裏面の2ページ目をご覧いただけますでしょうか。今後の対応ということで、先ほどの別紙1に記載してありましたような対策を徹底して継続し、特に実地における履行確認、立入り調査による確認は今後徹底してまいります。

区全体といたしましても、先ほど別紙2でお配りしていますような、区全体の制度の見直し もございます。こちらも踏まえながら、適正な施設管理を行っていきたいと考えてございま す。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。宮崎委員。

【宮崎委員】ご説明の中で、盗難された登録申込書1,348件のうち未回収が、826件とお話がございました。これに関連した質問なのですが、スポーツセンターは区民が直接登録をするということで、自宅の電話番号、名前など、個人情報が流れる場所だと思うのです。レガスがやっていらっしゃるところと、この情報は連動していますでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】今回のトレーニングジムの登録申込書というものは、完全に単独の 新宿スポーツセンターのトレーニングジムを利用されるための登録申込書で、レガスのシステムとは完全に分かれており、単独の情報でございます。

【会 長】宮崎委員どうぞ。

【宮崎委員】ありがとうございます。未回収826件というのはゆゆしきことで、のんきに。

「捜査中です。具体的な悪用はありません」で、済む話しではありません。我が家に実は新宿 区の高齢課と名乗るものから「宮崎さんですね」と電話がかかってきました。詐欺の電話で す。私の家の電話、一切30年も載せていないのに、どこで得られたのか聞きたかったのです が、「3年間の医療費の差し戻しをしてあげます。区役所は今忙しいから、郵便口座を教えて くれれば直接銀行からあなたの口座に払ってあげます」という電話だったのです。そんな都合 のいい制度あるかと思いました。「ピンクの封筒がいっているはずだ」と言われて、「探して私 は自分で区役所に行って申請しますから」と言ったのですが、明日の朝9時にもう1回電話す るというので、すぐに電源を切り、対処について警察、危機管理課関係、消費生活センターに 連絡し、実害に及ばなかったのです。こだわっているのは、この未回収826件。私でなくて も直接区民がここに登録しているわけです。この人たちに詐欺関係の被害がいっているのがつ かみ切れていないのではないかと思うのです。結構、高齢者の方もこのスポーツセンター使っ ていらっしゃるわけで、登録の段階で必ず代表者の名前、ファクス、電話番号、住所は最初載 せます。それが流れているのではないかなと思うと、のんきに「具体的な事象はなし」ではな くて、もうちょっと頑張って探していただきたい。警察と連絡をとっていただきたい。先ほど の詐欺の電話があったときに牛込警察に言ったら、「毎日、百何件もそのような電話かかって くるんですよ」とえらいのんきな返答をしていらっしゃいましたが、実際は新宿区内の中で、 何万か何千か知りませんが被害は出ているわけで、そういうところにダイレクトに流れていっ ていると思うのです。自分の課で完結して、これは被害ないぞ、大丈夫だぞと思っていても、 それはちょっと無理かなと思います。名刺交換会にこの間、自分の電場番号を載せていまし た。それではないかということで牛込警察に相談したところ、詐欺軍団はあらゆる手を使うの で、どこからか「新宿区の宮崎さんですね。高齢課です」ということまできちんと言える電話 をかけてくるというわけです。区内の課単位ではなくて、もっと全体でお互いに情報交換をし ていただいて、ダイレクトに区民の情報、住所、電話、そういうものが流れているということ も予想されると思います。そういう視点からもぜひよろしくお願いします。以上です。

【会 長】今回の再発防止策の一番の目玉は何だということになりますか。

【生涯学習スポーツ課長】前回も委員の皆様からルールがあっても、守られていなかったら意味がないとのご指摘がございました。守られていないという状況を、これまで区で確認できていなかったことが一番の原因と考えますので、まず、区と指定管理者が密に連携し、確認をしていくこと。常に確認をしていくことで、事故を潰していくことを徹底していくという考えでいるところでございます。

【会 長】この件はキャビネットに施錠しないままでの保管状況で、それをとられたという ことでしたね。

【生涯学習スポーツ課長】はい。実際には段ボール箱に梱包したままの状態でした。

【会 長】もともと施錠されるキャビネットに入っていなかったわけですね。

【生涯学習スポーツ課長】はい。そうです。

【会 長】もう基本的なミスが原因。これ以上言いようがない。今のご意見も、当然、区民の方も不安となる。一番重要な問題ですから、もっと真剣にやっていただきたい。

ほかに、ご質問、ご意見はありますか。越智委員。

【越智委員】今後の対策ということで、別紙にフローをつくっていただいたと思うのですが、 それは今回問題になった新宿スポーツセンターのみならず、ほかのところでも当然あり得ると いうことで、セキュリティの基準を上げられたと思うのです。これはいつから運用となるので すか。スポーツセンターに対しての措置は当然として、それ以外のほかのいろいろなところで も契約されたところにも、この新しいルールが適用されているのか。それとももう次の段階か らという考えなのか、お伺いしたい。

【会 長】ご説明どうぞ。事務局。

【区政情報課長】総合政策部の話となりますので事務局からご説明いたします。指定管理の期間、概ね5年となりますが、基本的に今年度から、全ての施設で新しいフローに沿って対策を講じているということで始まっております。

【越智委員】ありがとうございます。それなら安心です。

【会 長】ほかにご質問どうですか。藤原委員。

【藤原委員】再発防止の目玉としてきちんとチェックするということと、そのチェックを実質的なものとするため、各部局のチェック状況を集約するということで担保するというお話ありましたが、その状況を簡単に説明していただきたい。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】総合政策部で集約をするということになりました。今年度、4月の新年度から導入し、事業部の評価のタイミングに合わせ、まず実施調査を行い、その結果を総合政策部に集約をするということになっております。全庁にそのようなことで通達しております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】形骸化をさせないようにということもあるかと思うのですが、別紙1の4のところで「区が立入り調査を行い、確認する」というところに、「月例会」という記載が幾つかあ

るのですが、この月例会も以前この問題が起きたときに、定期的に現地に行っていろいろ協議をする中で、確認していたのでおろそかになったという話もありました。この月例会が形骸化しないようにするための何か対策というのはとられているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】月例会自体は通常の区と指定管理者側の協議の場として毎月行って おりました。その中で、これまでは個人情報の保管情報などの取扱いについて現地確認をやっ ておりませんでした。それを月例会で現地に行ったときに、職員が個人情報の保管状況あるい は取扱い状況をその都度現地で確認をし、もし指摘、改善事項があれば、その場ですぐ協議を するいう体制をとるということでございます。

【会 長】よろしいですか。藤原委員どうぞ。

【藤原委員】一定程度、空洞化しない、形骸化しない実質的なものがいろいろな形でできているということで進めていただきたいと思います。ただ、そういう区の対策が進んでいるとは思うのですが、この重大な個人情報の流出の問題を起こした事業者に対する処分が、契約上の指名停止の措置と文書による厳重注意だけというのはあまりにも軽過ぎると思うのです。次期の入札から外すとか、そういうような区の考えがあればお聞かせいただければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】入札という形ではないですが、指定管理者の選定というものがございます。その中で当然、今回の事業者に限らず、今後、次期の指定管理者を選定する際に、個人情報の取扱いについて、より厳しい視点で審査をすることになります。これまでの取組みとともに、応募してきた各事業者の提案内容について、きちんと個人情報の取扱いについてチェックをし、プロポーザル段階でのチェックを経た上で事業者の選定をしていきます。そういう意味では、これまでよりも個人情報の取扱いについて、シビアにやっていくという考えでございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】区がシビアにやるということはもちろんそのとおりだと思っています。明確に、こういう事案を起こしてしまったということに対してはけじめをつける必要があると思います。こういう事案を起こしてしまった場合は、ペナルティになるようなものをきちんとつくるべきだと思うのです。

【会 長】ご意見として、十分、区としても理解しておられますよね。そういう意見が強い ということ、それを何らかの形で、政策として反映していただくということでお願いしたい。 本件については報告ですから採決はしませんが、今の意見を、今後に生かしていただくということでよろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

それではこの件は、ご説明を受けたということで、了承ということで終わりにいたします。それではご苦労さまでした。本件終わります。

次に、資料 6 0 「マンション管理状況届出システムの外部結合について」であります。 それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明お願いします。

【住宅課長】住宅課長です。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認でございます。まず資料 60、それから、別紙の資料 60-1、60-2、この 2 種類の資料でございます。過不足ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、「マンション管理状況届出システムの外部結合について」のご説明をさせていた だきます。最初に資料60の表紙をおめくりいただき、事業の概要をご覧ください。

初めに、マンション管理状況届出制度の事業の内容でございます。目的でございますが、本事業はマンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進する必要があるためでございます。

次に、対象となるマンションは、1983年以前に新築された分譲マンション、区内では約850戸が対象となります。

続きまして事業内容でございます。昨年4月1日に東京都が「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を施行し、管理組合活動や修繕積立金の有無などの管理状況を届け出るマンション管理状況届出制度が本年度の4月1日から開始され、届出により把握した管理状況に応じて、管理組合に対し必要な助言・支援を行っていくものでございます。

この届出の受理事務は区の事務とされておりますが、届出の情報について、東京都がマンション管理状況届出システムに一元化することとされました。このため、今回、区は、東京都のシステムを利用する必要があるため、東京都が委託契約を締結いたしましたLGWAN-ASPサービス提供事業者と外部結合を行うものです。

続きまして、3ページの「マンション管理状況届出システムの外部結合について」をご覧ください。初めに結合する情報です。お手数ですが別紙資料60-1、A4縦のページをご覧ください。管理状況届出書のフォーマットでございます。こちらに記載のマンションの概要、いずれも管理不全を予防するための必要事項が情報になり、特にこれの後ろの裏面の下のほうに、「連絡先」ということで記載されるこのマンション届出者の住所、氏名、電話番号、こうしたものが個人情報となります。

資料3ページのにお戻りください。結合の相手先につきましては、記載のとおりでございま

す。結合する理由・形態につきましては、先ほど事業の概要でご説明したとおりです。 結合の開始時期は、令和2年4月1日からでございます。

続きまして、個人情報保護対策でございますが、こちらも記載のとおりでございます。

最後になりますが、個人情報の流れでございます。資料 60-2、A4 横のカラーの図をご覧ください。本制度は、管理組合からの上段にありますオンライン申請、それから下段に書いてあります郵送もしくは窓口での紙による申請の 2 種類がございます。

まず上段のオンライン申請についてです。上段左側にございますように、届出をする申請者の方がオンラインで申請を行い、東京都が委託契約するLGWAN - ASPサービス事業者が管理する届出システムに情報が送られ、区はこの情報を区のイントラパソコンで確認するというものでございます。他区のマンション情報については、区からこのシステムで見ることはできません。

下段の紙による申請の場合は、左側の下段にございますように、郵送あるいは窓口に来たものを区で直接受け取り、その情報を逆に今度は区が、LGWAN - ASPサービス事業者のシステムに入力をし、この届出システムをつくり上げるというところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

【会 長】それでは、ご質問、ご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】この事業についてよく分からないのですが、かなり詳細にマンションの財産状況などが書き込まれ、管理組合の形態などを記載するようになっています。理事長の名前が連絡先ならば、毎年毎年代わった場合、毎年かなり詳細な現状報告があるのでしょうか。ここまでのものを手に入れて助言をするとなると、具体的にどのような助言をすることになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】例えば管理組合がもしないというようなことであった場合、管理組合を立ち上げるためのプロセス、あるいは修繕積立金がないというようなところであれば、その積み立て方のプランづくりなど、そのようなものをお教えするということになろうかと思います。

【三雲委員】そうするとこれは、システム上もしくは紙でもって助言内容するだけではなくて、 その後、区のほうで現地に行って、いろいろとお話をし、具体的な支援をされるのですか。

【住宅課長】内容の程度にもよりますが、本事業は東京都の条例に基づいたものとなりますので、支援の程度については、東京都が入っていくのか、あるいは連携して入るのか、細かいことは、東京都と調整をとっているところでございます。

【三雲委員】そうすると、この事業を進めていく中で、さらにマンション関係者の個人情報を 取得し、東京都、外部と共有したり、それを活用するということも想定されるのですか。

【住宅課長】支援のあり方や、どういうプロセスでやるのかによっては、そういった情報は増えるかもしれません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今回はこのLGWAN-ASPサービスを使って、こういった外部に接合することについての問題なので、今後この事業が拡大する中で、個人情報を取り扱うことになったら、 それはそれでまた報告して頂ければと思います。

【住宅課長】三雲委員おっしゃるとおりでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】気になったのがAWSの話です。こういう事例はこれまであまりなかったのではないかと思います。この対策だけで本当に十分なのかということが気になりました。AWSといってもいろいろな機能がございます。ぱっと見て分かる話ではないと思います。こういったノウハウが多分新宿区にあまり私はないと認識しておりますが、どのようにこれを安全だと確認したのか伺いたい。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】こちらのページでも記載のあるように I S O 認証取得事業者として登録されており、また、東京都のシステムということでございます。ほかの特別区とも協議して、特別区と東京都で実施することになりました。委員ご指摘の細かい部分については私も把握していないところなのですが、今後、事業が進展する中で考えることも出てくると思います。そういったことも含め、安全性の確保について十分、特別区と東京都ともに進めていくことができればと思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤(陽)委員】みんな使っていれば安全であるみたいな話が結構増えてくるのではないかなと心配しています。このクラウド化をするということは、それだけリスクも伴うことが増えてくると思っています。データが消えるというリスクも当然あると思いますし、流出するというリスクもあると思っています。もしできれば、新宿区でもAWSの資格とかというのがあるので、職員が資格も取り、しっかりチェックをするということができないかと思います。

【会 長】事務局から、まずセキュリティアドバイザーの意見を説明してください。

【区制情報課長】大変失礼いたしました。セキュリティアドバイザー意見一覧ご覧ください。

下から2行目になります。

本案件につきましては以下の助言をするということです。本システムは届出者と新宿区を含む複数の自治体が一体的に利用するものである。そのため、届出者側と自治体側の機能とアクセスできる範囲について、開発元である東京都に確認し、東京都以外の自治体が不当に新宿区の情報にアクセスしないよう、対策をとることというご意見がありました。

担当課の対応ですが、自治体側の機能に対し、届出者側の機能が制限されていることを確認 したということ、また、自治体ごとにユーザ認証を行うことで、情報へのアクセス制御を実施 し、東京都以外の各自治体は、他自治体の情報にアクセスできないことを確認しております。 以上です。

【会 長】伊藤委員どうぞ。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。ほかのところでもクラウドを使う案件が今後増えてくると思いますので、しっかり情報システム課と連携して対応していただきたいと思います。 以上です。

【会長】ご意見として、お聞きします。

ほかに質問かご意見はございますでしょうか。木もと委員。

【木もと委員】東京都の事業ということで、他の自治体等も行っていることかとは思うのですが、このLGWAN回線等々を使う東京都の繋がり以外のやり方を行う自治体はあるのでしょうか。この資料 60-2 の以外の、ほかのやり方をすることができるのでしょうか。そういう自治体があるのかどうか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】特別区内では、このLGWANを活用ものと伺っております。

【木もと委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承といたします。

続きまして、資料53「狂犬病予防注射済票交付(再交付)票の印字等業務の委託について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上ご説明ください。

【衛生課長】衛生課長です。よろしくお願いします。

それでは資料の説明をさせていただきます。まず、資料53は1から4ページ、特記事項、

別紙がついてございます。それから、現行の事務処理ということで資料53-1、また、変更後の事務処理の詳細ということで資料の53-2をご用意させていただいております。よろしいでしょうか。

では、資料53に基づきましてご説明をさせていただきます。では、2ページをご覧いただ きたいと思います。

事業の概要でございます。狂犬病予防法では、狂犬病の予防注射につきましては飼い主の義務とされてございます。これに基づきまして、原則として4月1日から6月30日の間に1回注射を受けさせねばならないと規定されています。注射済の交付票及び案内文につきまして、飼い主様宛てに毎年4月にお送りしております。また、このときに受けられなかった方につきましては、9月末にもう一度督促をしているところでございます。

「(1) 一斉送付」のところをご覧いただきたいと思います。現行、注射済交付票の帳票、案内文及び窓あき封筒の印刷は委託先に行わせ、注射済交付票への氏名等の印字及び封入封函作業は区職員が行っているところでございます。

前段の委託先に行わせるという部分につきましては、こちらは個人情報の入っていない、い わゆる様式、全く枠の部分を印刷しているところでございます。これは現在も委託を行ってご ざいまして、今後も引き続き委託を行ってまいります。後段の注射済交付票への氏名等の印字 及び封入封函作業を今回委託するというところでございます。

(2) の「督促送付」につきましても、今、ご説明した内容と同じでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。委託先につきましては、未定でございます。本審議会におきましてご了承いただいた後に見積り競争を行い、随意契約をする予定でございます。

委託に伴い事業者に処理させる情報項目でございますが、飼い主の住所、氏名でございます。

処理させる情報項目の記録媒体ですが、電磁的媒体としましてCD-R及び委託先のパソコンでございます。

委託の理由でございますが、本件における印字及び封入封函作業を専門業者に委託することにより、個人情報保護の安全性を図りつつ作業時間を短縮し、効率化を図るというところでございます。

委託の内容につきましては、先ほど申しました印字の部分と封入封函の部分でございます。 委託の開始時期でございますが、令和2年7月1日から令和3年3月31日までで、次年度 以降も同じ委託を行いたいと考えてございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございます。 2 にございますように、委託契約の履行

中につきましては、区職員が複数で立入り調査を実施いたします。

また、1ページおめくりいただき4ページに、委託事業者に行わせる情報保護対策について 説明いたします。委託業者に、3番にございますように、取扱責任者及び取扱者の名簿を提出 させます。また、こちらから渡した電磁的媒体、パスワード等につきましては、施錠できる金 庫またはキャビネットにそれぞれ保管をしてもらいます。また、パソコンの置いてある部屋等 につきましては、入退室をできる者を特定させて管理をさせます。

10番でございますが、業務履行後、電子データは消去をさせます。また、こちらから渡しました個人情報のデータ、CD-R、それからパスワード通知書は返却をさせます。パソコンに残したデータの消去を確実に行ったということで、報告書の提出をさせます。

そのほか13につきましては、印刷に伴ってその記録を区に提出させるというところでございます。

システム上の対策でございますが、2にございますように、取り扱いできる者を特定して、 I D、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせるというところでございます。 以下特記事項、それから資料の53-1、こちらは現行との比較ということで付けさせていただいてございます。

また、変更後の事務処理の詳細は、資料53-2、こちらに委託した場合のフロー図でご説明させていただいております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】それではご質問かご意見ありましたらどうぞ。

ないようでしたら、本件は報告事項なので了承ということでよろしゅうございますか。 では、本件は了承ということで進めます。

次に、資料 5 2 「住宅宿泊事業者等情報の警察への外部提供の実施状況について」です。 それでは説明者は資料を確認の上ご説明ください。

【衛生課長】資料52、1ページの表面と裏面の記載があるもの、それから資料52-1、令和2年度第2回新宿区情報公開・個人情報審議会の報告案件一覧、外部提供の一覧でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。資料 5 2 の裏面をおめくりください。

本件につきましては、まず(2)番にございます「平成30年度第2回本審議会承認事項に 基づく外部提供」ということでございます。新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する 条例第3条第2項に施策の実施にあたって、警察等と連携するという規定がございます。その 規定に基づきまして本審議会において、ご了承いただいたところでございます。

こちらに記載がありますように、平成31年1月から令和2年3月までの間におきまして0件というところでございます。

(1) のほうにつきましては、こちらは捜査機関・裁判所等による照会等に関しての回答です。事前一括承認基準に基づくものでございます。こちらにつきましては資料 5 2 - 1 をご覧ください。

こちらも平成31年4月から令和2年3月までの間に照会のあったものでございまして、刑事訴訟法が3件、それから国税通則法に基づくものが3件でございます。

説明は以上でございます。

【会 長】それでは、ご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】警察からの照会は具体的にどういった連携の照会になっていてるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】こちらのほうの刑事訴訟法に基づく照会につきましては、具体的には事件名は区のほうには知らせてきてございません。これまでの照会の範囲と同じようなものであれば回答しておりますが、全く今までに例のないような、何に必要なのだろうといったことについて、それぞれ確認をしながら回答しているところです。

【会 長】類型を聞いているのでしょう。個別の内容を聞いているのではなくて、照会があるのはどういう事例が多いかを教えてくれませんかという質問だと理解している。何か類型があるでしょう。刑事訴訟法第197条2項に何が書いてあるか私も知らないが、どういう案件で警察からの問合せがあって、提供したのですかということではないですか。

【衛生課長】刑事訴訟法第197条につきましては、警察が捜査のために必要というところで ございます。ただ、捜査関係事項照会書の中には、何のための捜査というところまでは記載が ございませんので、あくまでも捜査のためということで対応しているということになります。

【会 長】事件の何罪とか、どういう案件だとかという記載がないわけですね。そちらでも 把握できていないということですね。

それでは、三雲委員どうぞ。

【三雲委員】分かりました。そうすると、もうこれに基づく情報提供というのが非常にミニマムで必要最小限のところだったら、それを区では判断できないだろうということはあると思います。 税務署のほうからの照会というところについてはどうでしょうか。

【衛生課長】国税通則法につきましても、国税一般というところで条文上はなっているのですが、国税のどのような部分についての違反があったかなどのところについての記載はございません。区としてはあくまでも税法上の何らかの違反に伴って捜査をしているのだろうなというところの推測はつくのですが、そこまでというところでございます。

【会 長】だけど、区のほうで情報提供をする必要性を判断したのでしょう。何もないのに「ただ請求されたから提供しました」ということでは、必要と判断したことにならないのではないですか。「いや、これはやっぱり提供しないといけない」という、そのような判断が必要なのではないですか。情報提供ということで、もう少し何か検討の余地はないのですか。

【衛生課長】こちらにつきましては、事前一括承認基準にのっとって、実施していますが、ただ、そうはいっても、例えば弁護士法からの照会であれば、細かい事件に相応して項目は判断しています。いわゆる捜査ですとか、こちらの国税等になりますと、細かい部分はなかなか区のほうとしては判断しにくい、そもそも情報がもらえないというところです。

ただ、今、会長おっしゃったように、相当とする必要な判断というところではどうなのだというご意見ございます。そこら辺はなかなか、相手のほうに申し上げたところで教えてくれるかどうかは分からないのですが、そういった一般的な相当性はあるものだとして判断はしているところなのですけれども、ただ、項目等で今までの、これまでの類型と違ったようなものについては、確認をしながら対応していきたいと考えてございます。

【会 長】どうぞほかに。三雲委員どうぞ。

【三雲委員】会長もおっしゃっていましたが、弁護士あるいは裁判所がそういった照会をする とき、それなりにどうして必要なのかということについて合理的に説明をし、それを理解して いただいて出していただける。個人情報とはそういうものだと理解をしています。

その一方で、法令の根拠条文さえ示すと、本当にそれに当てはまっている部分かどうか分からないけれども出さなければいけないという状況が、本当に適当なのかどうかということは当然あると思います。ただ逆に、どういう事案で疑いがかかっているからここに該当する方についての情報が欲しいと言われると、逆にその方にかかっている嫌疑という個人情報がこちらで見えてしまうこともあるので、そこはある程度、慎重なバランスが必要なのでしょう。無限定に区民の情報というものが外に出るということについては、少し気にとめていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】では、ご意見としてお聞きください。 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。 ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。 では、本件は了承ということで終了したいと思います。

次は、資料9「健康ポイント事業業務の委託等について(委託内容の変更等)」であります。 それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【健康づくり課長】それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元に資料9、そして資料9-1、9-2、9-3、そして参考9-1、9-2はございますでしょうか。

それでは、ご説明をさせていただきます。

健康ポイント事業は歩くことを中心にさまざまな健康行動にポイントを付与し、インセンティブを獲得する機会を提供することで、区民が楽しみながら健康づくりに参加できるようにする事業で、平成30年度から実施しております。

本事業は株式会社NTTドコモ、以後ドコモと省略させていただきます、に全体統括等管理を委託し、本事業のベースシステムである健康マイレージシステムサーバの運用管理業務をドコモの連結子会社であるドコモ・ヘルスケア株式会社、以後DHQと省略させていただきます、に再委託しております。

このたびドコモの組織変更により、DHQがドコモに吸収合併され、健康マイレージシステムサーバの運用管理業務についても委託先であるドコモが直接管理することになったことにより、委託内容の変更を行うことになりました。

また、区民からの専門的な知識を有する問合せについて、参加者に直接回答可能な事業者SCSKサービスウェア株式会社に再委託をすることにしたため、ご報告をさせていただきます。まず、委託内容の変更についてです。資料9-1をご覧ください。旧体制と新体制を比較したものです。ドコモの組織変更により、再委託先であったDHQがドコモに吸収合併されたことにより、DHQが行っていた健康マイレージサーバの運用管理業務をドコモが直接行うことになりました。

資料9にお戻りください。委託内容の変更部分についてご説明させていただきます。

4ページをおめくりください。太字ゴシック文字のところが変更する部分ですが、委託内容に「5 参加者からの問合せ回答業務」が加わります。また、委託の開始時期と期限は、令和2年4月1日から令和3年3月31日となり、令和2年度に行うプロポーザルの結果、次年度以降ドコモと契約する場合、継続して同様の業務委託を行います。

※部分の2つ目については、続いての再委託の追加に合わせてご説明させていただきます。 続いて、問合せ回答業務の再委託の追加についてです。資料9の9ページをご覧ください。 健康ポイント事業の参加者からの問合せは、現在、区が問合せを受け、その内容によってドコモに照会した上で、区の参加者に回答を行っています。そのため、専門的な知識を要する問合せについては、回答までに時間を要することがあるため、参加者への回答の迅速化及び事務の効率化を図るために、参加者に直接回答が可能な事業者であるSCSKサービスウェア株式会社に問合せ業務を再委託することとします。

9ページの中で、再委託内容の追加部分についてのみご説明させていただきます。先ほどご説明いたしましたDHQのドコモへの吸収合併に伴い、再委託先からDHQを取り消しました。また、再委託先にSCSKサービスウェア株式会社を新たに追加いたしました。また、再委託先に処理させる情報項目として、ご覧の内容を追加させていただきました。

再委託理由としては、SCSKサービスは日頃よりドコモと連携して、カスタマーサービスやテクニカルサポートなどの業務を実施しているところです。SCSKサービスは、プライバシーマーク及びISMSを取得済みです。SCSKサービスはアプリやベースシステム、通信機能付き歩数計の故障対応など、専門的な知識を必要とする問合せやご意見に対して、正確かつ速やかに回答することができるため、再委託先とさせていただいております。再委託の内容としては、健康ポイントの事業参加者からの問合せ回答業務となります。

再委託先の個人情報の流れについてご説明させていただきます。資料9-2をご覧ください。番号順にご説明させていただきます。まず①、区民の方が電話で区に問合せをいたします。その際、簡単な問合せについては②区から直接回答しますが、専門的な知識が必要な問合せについては、区民の方に再委託先であるSCSKサービスから回答させる旨と、その際に氏名、電話番号、問合せ内容をSCSKサービスに伝える旨をお話しし、口頭でご了承いただきます。了承がいただけましたら、どの番号からかかってくるかをお知らせいたします。③SCSKサービスにはお示ししたような情報を伝え、問合せ内容に応じて④ドコモが管理する健康マイレージサービスシステムのサーバにアクセスし、状況を調査いたします。この際のインターネット通信や健康マイレージサーバ、そしてSCSKサービスの使用するパソコンについては、それぞれ黄色枠の赤字でお示しした情報セキュリティ対策が講じられております。⑤状況を調査して確認できた内容や問題の解決方法について、SCSKサービスのパソコン内にエクセルで管理簿として入力するとともに、⑦区には問合せ氏名と回答内容を電話で口頭報告をさせます。

資料9の10ページにお戻りください。

再委託の開始時期としては、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとなります。令

和2年度に行うプロポーザルの結果、次年度以降もドコモに委託する場合は継続して再委託を行います。

12ページをご覧ください。再委託事業者に行わせる情報保護対策としては、委託先のドコ モと同じ運用上やシステム上の対策をとるとともに、SCSKサービスにはエクセルによる問 合せ対応管理簿については、アクセス権を制御するとともに、エクセル自体のパスワードの設 定を行います。

最後に規約変更についてご報告させていただきます。資料9-3をご覧ください。

まず、「わたしムーヴ」の利用規約の変更についてです。「わたしムーヴ」の利用規約の変更は、DHQからドコモへ事業継承したことによる表記の変更のほか、令和2年4月の民法改正への対応、現状の「わたしムーヴ」サービスの実態に合わせた変更となっていますが、本日はその中で個人情報関係についてのみご報告させていただきます。

まず、全般についてですが、「わたしムーヴ」は新宿区健康ポイント事業において利用しているベースシステムサービスであり、旧DHQが提供していたものです。DHQがドコモに吸収合併されることにより、サービスの提供元がドコモになるため、「わたしムーヴ」で取得した個人情報の取扱いについてはドコモが継承することになります。

続いて「第1条(概要・定義)」についてです。以下ドコモが変更した部分をご報告いたします。

「令和2年4月1日の民法改正における約款に関する規定の新設を設けて、旧第4条第3項の『申込者は全員登録または利用登録の申込みを行った時点で、WM利用規約および諸規定に同意したものとみなされます』を削除し、新第1条第1項において、『申込者がWM利用規約に同意の上で会員登録を申し込むものとします。』との文言が追記されております。これは今回の民法改正における提携約款を契約の内容とする旨の合意をしたときに、提携約款の個別の条項について合意したものとみなすの規定に合わせるためです。条文については参考9-1、1ページ第1条をご覧ください。赤字の記載の部分です。

続いて「第19条(問い合わせ)」についてです。現行の問合せの受付方法としては、メールによる問合せ方法がないため、「電子メール」を削除しています。条文は参考9-1、8ページ第19条をご覧ください。赤字削除の部分です。

続いて「第22条 (IDとパスワードの管理)」です。「ドコモの規約の作成理念に合わせ『ドコモの故意または重過失である場合を除く』」が追記されております。条文は参考9-1、9ページ第22条をご覧ください。赤字下線の部分です。この規定によりIDやパスワードの入力

があった場合、当該会員とみなし、会員に不利益が生じたとしても一切責任を負わないという 内容だった旧条文から、ドコモの故意または重過失があった場合を除き、責任は負わないに変 更になっております。

最後に「第28条(個人情報)」についてです。DHQがドコモに吸収合併されたため、NTTドコモプライバシーポリシーを適用することが明記されています。条文は参考9-1、10ページ、第28条の赤字下線部分をご覧ください。

資料9-3を再度ご覧ください。続いて「WM(わたしムーヴ)」利用規約の変更に伴い、新 宿区健康ポイント利用規約についても変更しましたのでご報告させていただきます。

まず、全般についてですが、先にご報告したとおり、「WM(わたしムーヴ)」が取得した個人情報の取扱いについてはドコモが継承することとなります。

「第2条(利用条件)」についてです。民法改正における約款に関する規定の新設を受けて、規約の改定に関する事項の記載は、条項内で取り扱うべき内容となったため、記載内容を前文から新規約の第2条第4項に移しました。また、改定できる場合を改正民法に基づき同項第1号、第2号を追記いたしました。また、SCSKサービスに再委託することにより、利用規約に記載のドコモ等及び運営者にSCSKサービスが含まれることになります。条文については参考資料9-2、1ページの前文及び2~3ページの第2条の赤字でお示しした部分をご確認ください。

続いて、資料9-3の2ページ目にお戻りください。

「第11条(個人情報の収集・利用・提携・消去等)」についてです。問合せ回答業務を行う SCSKサービスが個人情報を一部管理、利用することになります。管理、利用する内容はこ ちらにお示ししたとおりです。条文については参考9-2、3ページをご覧ください。赤字で ドコモ等と記載し、SCSKを含めました。

以上、委託内容の変更と再委託先の変更、そして利用規約の変更についてご報告させていただきました。報告は以上です。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見について報告してください。【区制情報課長】アドバイザー意見一覧、一番下の行でございます。

アドバイザーからは十分に対策はとられているということですが、担当課のほうといたしま しては、アクセス制御、ウイルス対策、サーバ監視等の情報保護対策を徹底しますと回答いた だいております。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】幾つかあるのですが、まずこのSCSKサービスが取り扱うことになる個人情報について伺いたいと思います。SCSKサービスが、区民の方からの問合せに対して対応していただくというものです。この問合せサービスというもの自体が恐らく今回新しく加わった業務になってくるのだと思うのですが、その際に、例えば歩数が送信できない、アプリがうまく使えないなど、このような問合せに対して、電話で回答するとなっています。これは取り扱わせる情報項目、この資料の9ページを見ると、氏名、あと、電話番号も電話をかけるので分かります。あと、歩数とかニックネームとか歩幅、このあたりは恐らく不具合に関係するところだと思うので分かるのですが、住所であるとか年齢性別、身長体重、あとメールアドレス、このあたりがどうして必要になってくるのかを教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】まずメールアドレスにつきましては、問合せ内容によっては1つ1つ電話で確認していくと不適切なものがありますので、メールによって、ご回答いただく場合があるので、必要とされております。また、身長体重等は、ご本人様のデータを変更したいということがあった場合に、私どもで変更できるものもありますが、できない場合に必要とされております。年齢についても同様でございます。

【会 長】三雲委員どうぞ。

【三雲委員】そうすると、これは単純な問合せに対してお答えするというだけではなくて、端 末の操作がうまくできない方からこうしたいというお話があったときに、SCSKのほうで向 こうの端末を使って登録されている情報を変更してあげたりするということですか。

【健康づくり課長】データの登録の変更等は区が直接行わせていただいておりますが、その問合せの状況によって情報を必要とするという意味でございます。

【三雲委員】分かりました。それともう1つ、規約の変更の部分なのですけども、まず「WM (わたしムーヴ)」の利用規約の変更で、第29条の第3項の変更があります。その「共同利用の目的」という部分なのですが、以前は第28条の第2項第3号から第6号までに定める利用目的に関して、共同利用というのがあり得るのだという規定が変更されています。まず、このもともとの第28条第2項第3号から第6号の利用目的は何だったのか教えてください。

【健康づくり課長】もとは、ここにも書かれているようなキャンペーンや、医療ヘルス事業における商品サービス等の開発・改善等々でございます。ただ、こちらは「WM(わたしムーヴ)」の規約を利用しておりますけれども、健康ポイント事業の方につきましては、この部分は適用されないということを「WM(わたしムーヴ)」の前文に記載させていただいておりますので対

象外となっております。ここの規定自体はそのままこのような形で「WM(わたしムーヴ)」の 規定には残っているということでございます。

【三雲委員】そうすると、この部分の変更、利用目的の部分の書き方の変更というのは、いず れにせよ新宿区の事業を利用されている方には何の影響も及ぼさないという理解でよろしいわ けですね。

【健康づくり課長】そのとおりでございます。

【三雲委員】分かりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。おぐら委員。

【おぐら委員】資料9-1と9-2なのですが、これを読みますと、9-1の場合は新宿区とNTTドコモが直接データのやりとりがあるように見えますが、9-2を見ると、直接個人情報に関しては情報が行き来していないのですけれども、これはどういう流れになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】資料9-2は、新宿区とSCSKサービスの情報のやりとりのみを記載させていただいておりまして、ドコモとの関係はここには記載していないためでございます。

【おぐら委員】ドコモとの個人情報のやりとりはあるわけですか。

【健康づくり課長】はい、ございます。そちらについては今回変更がございませんので、こちらに示しておりません。

【おぐら委員】もしこういう流れであれば、先ほどの最初の問題にも関わるので、再委託先と 新宿区としっかりと、個人情報の取扱いについて話す必要があるかと思うのですが、それはさ れているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】再委託先とも直接個人情報の取扱いについては確認をさせていただいております。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件の内容としては業務委託と再委託の2つございますが、報告事項で すので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたし ます。

次に資料10「公用郵送請求処理に係る業務の委託について(委託内容の追加)」です。説明

者は資料の確認をした上ご説明ください。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。まず、資料の確認になります。資料10、3枚組、1ページから6ページのものが1点。それと資料10-1、A4横のカラー版のものです。こちらが1点。資料は以上となります。不足のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。件名が公用郵送請求処理に係る業務の委託、こちらの委託内容の追加についてのご報告となります。

資料10の2ページになります。事業の概要です。

今年度、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、非常勤職員制度が廃止されました。これを受けまして、区の方針として非常勤職員の担っている業務を会計年度任用職員に移すのではなくて、なるべく事務の見直しを行い、委託化あるいは派遣職員の活用をという方針がございました。当課においても事務の見直しを行い、郵送による公用の交付書類、戸籍の謄抄本等になりますが、こちらの出力等の事務を従来から委託している郵送の請求の処理業務に追加することによって、さらなる戸籍事務の効率的な事務処理を図ることとしました。

対象者については、新宿区に戸籍、除籍あるいは改製原戸籍を有する者ということでございます。

事業内容です。資料10-1、A4横の資料をご覧ください。

公用の郵送請求処理に係る業務の流れになります。従来の業務が①、②、④、⑤となっております。確認させていただきますと、左端①が郵送の封筒及び交換便の受取り、開封等になります。この後に②になりまして、郵送の管理システムと受付入力となります。どういった方から請求があったかなどを入力していただいております。

続きまして、今回、追加するものが、③となります。下段のオレンジ色の枠の中になりますが、証明書の出力、内容照合、封入を公用請求につきましては委託化するというものです。

参考までに上段につきましては、公用以外の請求、こちらのほうは従来どおり区の職員が行うものになります。この脇につきましては、公用請求、例えば税務署などからお亡くなりになられた方の遺族の方の確認など、法令等に基づく事務の請求であり、証明書の発行の確認がとりやすいものにつきまして今回、委託化するものです。

上段の区の職員が行います有料請求、こちらのほうは、さまざまな請求がございますので、 やはり知識・経験がある職員が行わないとなかなか難しいものですので、今回、事務の流れを 分けさせていただく内容となっております。委託化されました証明書の出力、内容照合等につ きましては、区の職員も検品・検査を行います。その上で④の郵送管理システムの清算入力、 ⑤の封函及び投函ということで、従来委託している内容に引き継ぐ流れを予定しているところ でございます。

資料お戻りいただきまして、事業の概要の2ページになります。事業内容につきましては今申し上げました内容となっております。続きまして3ページでございます。こちらのほう、太字の下線があるもの、こちらが平成8年度、そして平成16年度に了承いただいている事項に追加する内容でございます。そちらのほう確認させていただきますと、4段目の「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」こちらにつきまして、公用請求戸籍に係る情報項目としましては、従来、本籍のみということで記載しておりましたが、今回、戸籍の筆頭者氏名、戸籍を必要とする者の氏名及び生年月日を追加させていただいております。

委託の内容につきましては先ほどの業務の流れで申し上げました公用請求の証明書出力、内 容照合及び封入でございます。

変更点につきましては以上となります。システム上の対策では、今回の戸籍情報システムの 取扱いにおきましても、従来どおりID及びパスワードによって、正当なアクセス権限がある ことを確認の上対応してまいります。そういったところにつきましては、引き続き委託事業者 のほうに指導してまいりたいと考えております。

資料の5、6ページにつきましては、従来どおりの特記事項を添付させていただいておりま す。説明につきましては以上となります。

【会 長】ご質問かご意見があればどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】今回の委託の範囲ですが、公用について委託をするということに関しては、公用 以外である有料の場合は区の職員がきちんと要件を充足しているのか、どういう内容のものを 請求されて、これが目的と合致しているのかということについて判断をし、場合によっては請 求した方に問い合わせて確認の上で、判断が伴うということですね。この公用に関しても、官 公署が要求しているものと、実際に出力されて封入されているものがきちんと合致しているか、 当然検品が必要になってくると思うのです。この検品というプロセスは、封入が終わった後の 検品であれば、もはや外観からのチェックしかできなくて、中身は大丈夫なのかとかが分から なくなるような気がします。このあたりのフローはどうなっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】こちらにつきましては担当者のほうで複数の目で確認をします。必要に応じて、もちろん職員のほうでも確認をいたします。検品したものについてはしっかり押印をしてもらってダブルチェックをしており、確認をした上での封入という流れになっております。

【三雲委員】分かりました。

【会 長】検品は、内容を確認するかどうかという質問ではなかったのですか。

【三雲委員】内容を確認して、これが合致していることを確認して封入してもらうというプロセスが本当は筋だと私は思うのですが、今考えているのはそうではなくて、委託先で複数の方が確認した上で封入までしているので、間違える可能性は低いとおっしゃっているということですよね。

【戸籍住民課長】はい、そのとおりです。

【会長】分かりました。

何かほかに質問かご意見はございますでしょうか。藤原委員どうぞ。

【藤原委員】藤原です。この事業は、既に継続している「りらいあコミュニケーションズ株式会社」にさらに追加ということのようなのですが、この「りらいあコミュニケーションズ株式会社」が新聞の報道などでも出ているようなのですが、東京電力とのいろいろ委託の中で、データを改ざん・捏造していたというような報道があったりします。部署が違うと言われれば。それまでですが、ただ、ここで大きいと思うのは、トップの管理者がそれを主導していたという企業体質にも関わるような問題もあるようなのです。今回いろいろ業務を委託しているこの「りらいあコミュニケーションズ」は、いろいろ再発防止に全力を尽くすとのコメントも出ていますが、区のほうでこれに関して大丈夫なのかという確認を、今回されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】委員ご指摘のご懸念のとおりでして、私どもも報道発表を見まして、うちの 区は大丈夫なのか、事業者とも話しました。こちらの受託の責任者の方に直接おいでいただい て説明を受けております。今回あったような内容につきましては、事業の内容そのものは違う のであり得ないのですが、それ以外含めて、個人情報の扱いなど、正確に処理をしているとい うことを、再度確認した報告を受けております、併せて、今後こういったことがないように会 社としても努力してまいりますとの書面も報告を含めて受けている状況でございます。

【藤原委員】今まで実績があるとか、プライバシーマークを取得しているとかといっても、いろいろ事件・事故が起こってしまうような状況あります。区のほうでもマークをとっているから大丈夫とか、資格をとっているから大丈夫ということに安易にならないように、しっかりと努めていただきたいと思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。どうぞ越智委員。

【越智委員】越智です。そもそも論で恐縮なのですが、当然効率化のみならず、区の職員の方

の健康も含めて外注化することには賛成なのですが、2ページの一番下にある公用郵送請求件数が2万9,128件、約3万件、1日100件ぐらいですが、これは今回の公用の請求件数の際に該当するものですか。それとも、区の職員がなされるものと合わせて3万件ということですか。その扱う数によって、情報リスクをとってでも外注化するかどうかの判断になってくると思いますので、お伺いしたい。

【会 長】ご説明ください。

【会長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら本件も報告事項ということなので、了承ということでよろしゅうございま すか。では、本件は了承ということで終了いたします。

それともう1つありますけど、これは運用状況の報告なので、これは今日はやらないことに します。事務局のほうから今後の予定について報告してください。

【区制情報課長】今、資料11の運用状況なのですが、毎年ご報告させていただいておりますが、規則で6月末までに公表ということがございます。改めて次回以降にご報告させていただきたいと思いますが、広報それから7月の議会への報告については先に進めさせていただきたいと考えております。

【会 長】そちらは了承ということでよろしゅうございますか。

【区制情報課長】大変恐れ入ります。本日のこのピンク色のファイル、それから本日急遽ご報告をさせていただけなかった資料6、それから資料61、資料8については、お持ち帰りいただいても構わないのですが、それぞれの机に置いていただければ、次回事務局のほうで資料を用意させて頂きます。

【会 長】では、そういうことにします。資料を置いていかれる方は机の上へ置いたままに してください。ほかにございますか。

【区制情報課長】それでは最後に次回の審議会ですが、7月16日の木曜日午後2時から、場所は前回開催いたしました5階の大会議室になります。またご案内をさせていただきます。以

上です。

【会 長】では、以上をもちまして第2回の審議会を閉会といたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後4時16分閉会